

第3章 都市づくりの方針

土地利用の方針

市街地整備の方針

交通施設等整備の方針

公園緑地の整備の方針

自然環境の保全及び都市環境形成の方針

河川、下水道の整備の方針

都市景観形成の方針

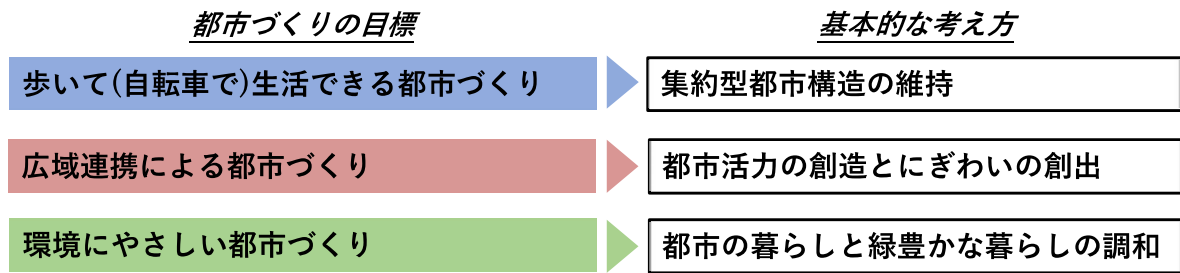
都市防災対策の方針

【分野別の都市づくりの方針設定】

前章で掲げた都市づくりの目標に対し、分野別に都市づくりの方針を設定します。



3-1 土地利用の方針



【基本的な考え方】

◇集約型都市構造の維持

- 岩倉駅周辺において、引き続き都市機能などの集積、複合化を誘導します。
- 空き家・空き地の増加を抑制するとともに、土地利用のニーズに応じた利便性と快適性が調和した居住環境の創出、維持及び保全に努めます。

◇都市活力の創造とにぎわいの創出

- 市街地内の既存の工業地については、現在の居住環境、操業環境双方の悪化を招くことがないよう配慮した土地利用の維持に努めます。
- 都市形成軸となる幹線道路の沿道街区では、商業誘導軸にあわせた商業施設や産業誘導軸にあわせた新たな産業立地による土地利用を誘導します。

◇都市の暮らしと緑豊かな暮らしの調和

- 無秩序な開発を抑制し、緑豊かな暮らしと優良な農地を保全します。
- 五条川をはじめとした市民の暮らしの身近にある自然環境について、生態系にも配慮しながら、適正に保全します。

【区域区分の方針】

第5次岩倉市総合計画では、新たな企業の誘致をまちづくり戦略として掲げており、新たな産業用地の確保と、企業誘致に伴う人口増加による新規の住宅地需要に応じた市街地の拡大が必要となります。

本計画では、市街化区域隣接部で、産業系市街地の拡大と住居系市街地の拡大（市街化区域の見直し）を検討することとします。

市街地の拡大にあたっては、拡大検討ゾーンにおける内水・外水氾濫の想定浸水深を踏まえて検討します。また、道路や公園等の基盤整備が条件となることから、地域の合意を得られることが前提です。

上記以外の地区は、市街化調整区域として無秩序な開発を抑制し、優良な農地の自然環境を保全します。

【土地利用の区分】

都市環境と田園・自然環境の調和を原則とし、現在の市街地のまとまりを維持するとともに、集落における暮らしと農業の共存、無秩序な開発の抑制を図り、都市の将来像に基づく拡大市街地フレームを適正に配置し、土地利用を次のとおり区分します。

◇市街化区域の土地利用区分

低層住宅地区	低層の住居形態を基本とし、落ち着きのある閑静な住環境の維持を図る地区〔第一種低層住居専用地域〕
一般住宅地区	多様な住居形態を許容するとともに、ゆとりある住環境を維持しながら、日常生活を支える用途の共存を図る地区〔第一種住居地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域〕
住宅サービス複合地区	住宅と生活サービス施設の共存を図る地区〔近隣商業地域、準工業地域〕
商業業務地区	岩倉駅の徒歩圏を基本に、商業業務機能の集積を図り、多様な都市活動機会を提供し、日常生活を支え、交流とにぎわいを創出する地区〔商業地域〕
沿道サービス地区	幹線道路沿道の特性をいかし、住宅と商業・サービス施設の立地を誘導する地区〔近隣商業地域〕
産業活力創造地区	既存市街地において、環境負荷軽減を図りながら、産業機能を維持・更新する地区〔工業地域〕

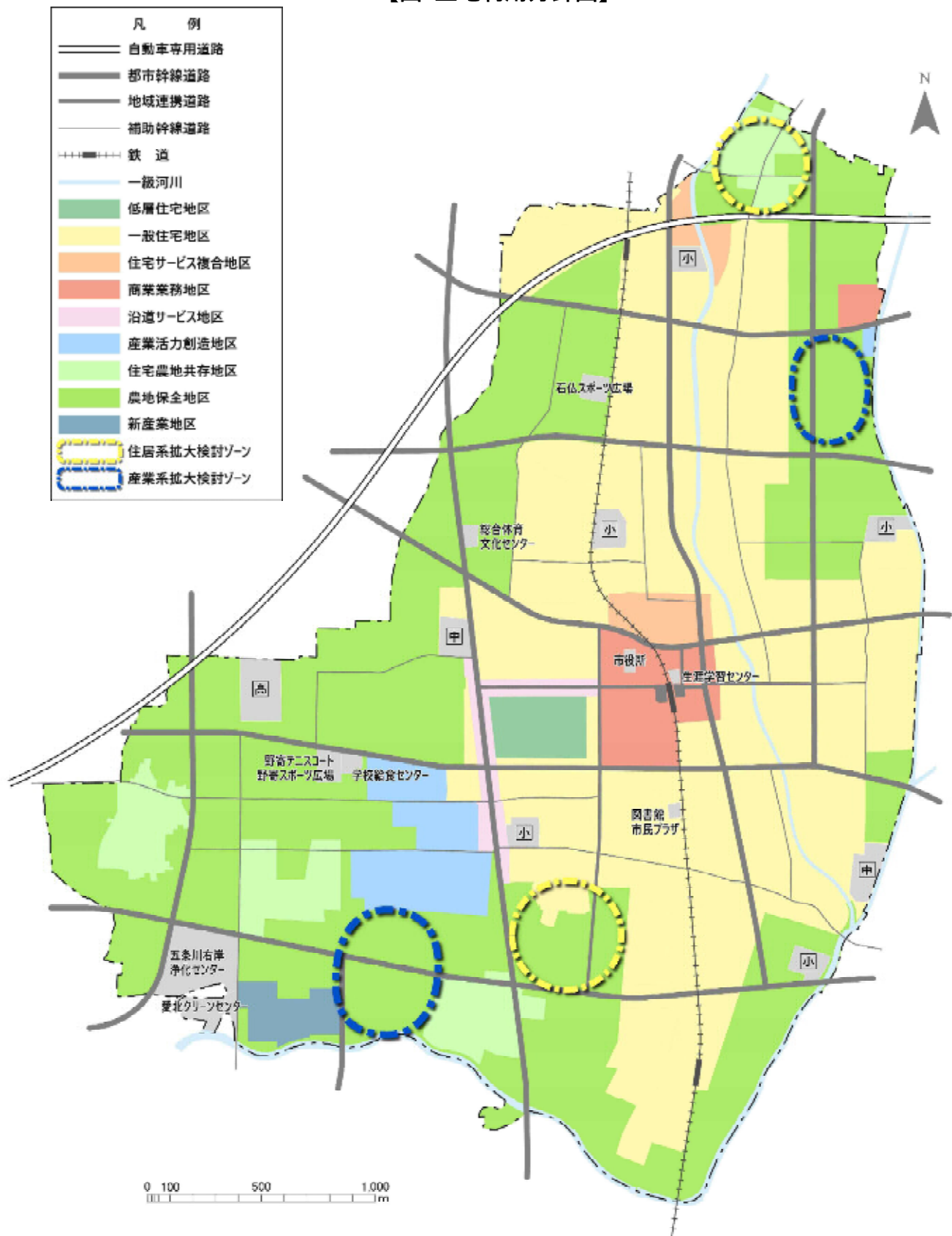
◇市街化調整区域の土地利用区分

住宅農地共存地区	既存集落の環境保全を図る地区〔都市計画法第 34 条第 11 号に基づく愛知県条例で指定された区域〕
農地保全地区	無秩序な開発を抑制し、農地の適正な管理・保全・整備を図る地区
新産業地区	新たな産業集積の受け皿を計画的に整備し、市街化区域編入も検討したうえで産業立地を誘導する地区〔令和元年 10 月都市計画決定 川井野寄工業団地地区計画〕

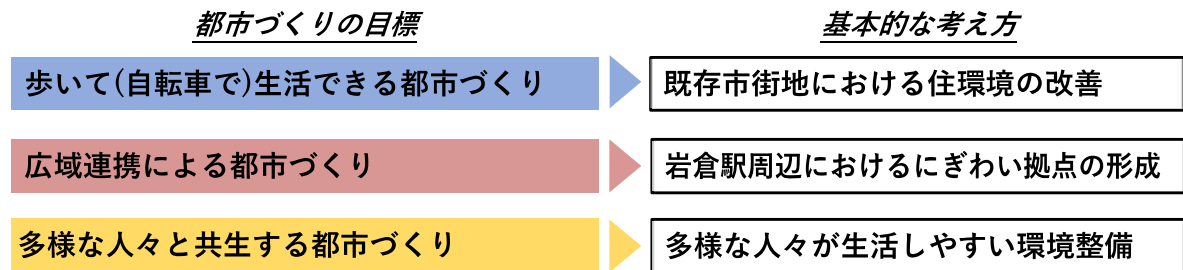
◇市街化区域の拡大検討ゾーンの土地利用区分

住居系拡大検討ゾーン	住居系市街地として、計画的な整備に向けた検討と、市街化区域編入を今後 10 年間を目途に検討するゾーン〔稲荷・川井地区、井上・八剣地区〕
産業系拡大検討ゾーン	産業系市街地として、周辺の産業活力創造地区等との連続性を考慮しながら計画的な整備に向けた検討と、市街化区域編入を今後 10 年間を目途に検討するゾーン〔川井・野寄地区、八剣地区〕

【図 土地利用方針図】



3-2 市街地整備の方針



【基本的な考え方】

◇既存市街地における住環境の改善

- 既存市街地及び既存集落地の狭あい道路は、建物等の建替え時期におけるセットバックによる拡幅等により整備、改善を図ります。
- 都市基盤整備が整っていない地域では、道路や下水道等の基盤整備を図ります。

◇岩倉駅周辺におけるにぎわい拠点の形成

- 岩倉駅周辺は、まちのにぎわいや活力の創出にも寄与する広域的な都市機能の集積・充実を図るほか、市民ニーズにあった都市機能の誘導を図ります。
- 岩倉駅東の市街地では、住民や開発事業者等とともに、都市計画道路の整備と一体となったまちづくりを進めます。

◇多様な人々が生活しやすい環境整備

- 学校、幼稚園、保育園周辺を中心として、歩車分離や防護柵などの整備を進め、歩行者や自転車利用者の安全を強化します。
- すべての人にやさしく、暮らしやすい生活空間を形成するため、主要な道路や公共施設などの多くの人が利用する施設において、ユニバーサルデザインの導入を推進します。

ユニバーサルデザインについて

ユニバーサルデザインとは、あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方です。よく混同されるバリアフリーは、高齢者・障がい者等が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）することです。

国土交通省では、2005年（平成17年）に策定した「ユニバーサルデザイン政策大綱」に掲げている「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、今後、可能な限りすべての人が、人格と個性を尊重され、自由に社会に参画し、いきいきと安全で豊かに暮らせるよう、生活環境や連続した移動環境をハード・ソフトの両面から継続して整備・改善していくという理念に基づき、歩行空間や都市公園、官庁施設等でユニバーサルデザインを推進しています。

本市においても2004年（平成16年）3月に策定した岩倉市ユニバーサルデザイン振興指針により、ユニバーサルデザインを推進しています。

○歩行空間におけるユニバーサルデザイン



歩車道の段差改善



薄層カラー舗装による歩行空間の視認性向上

○都市公園におけるユニバーサルデザイン



車いす使用者も利用できる野外卓



色覚障がいに対応したマップ

○官庁施設におけるユニバーサルデザイン



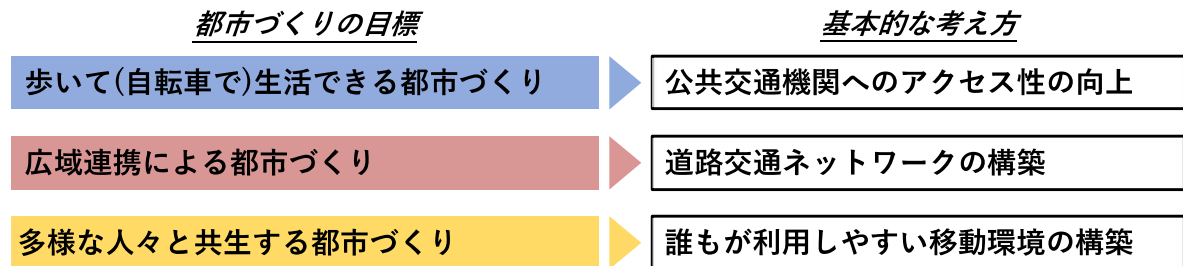
雨天時にも配慮した車いす使用者用駐車施設



誰もが利用しやすいトイレ

資料：国土交通省

3-3 交通施設等整備の方針



【基本的な考え方】

◇公共交通機関へのアクセス性の向上

- 鉄道駅ではバスや自転車と鉄道との乗り継ぎがスムーズに行えるよう利便性の向上及びバリアフリー環境の向上を図ります。

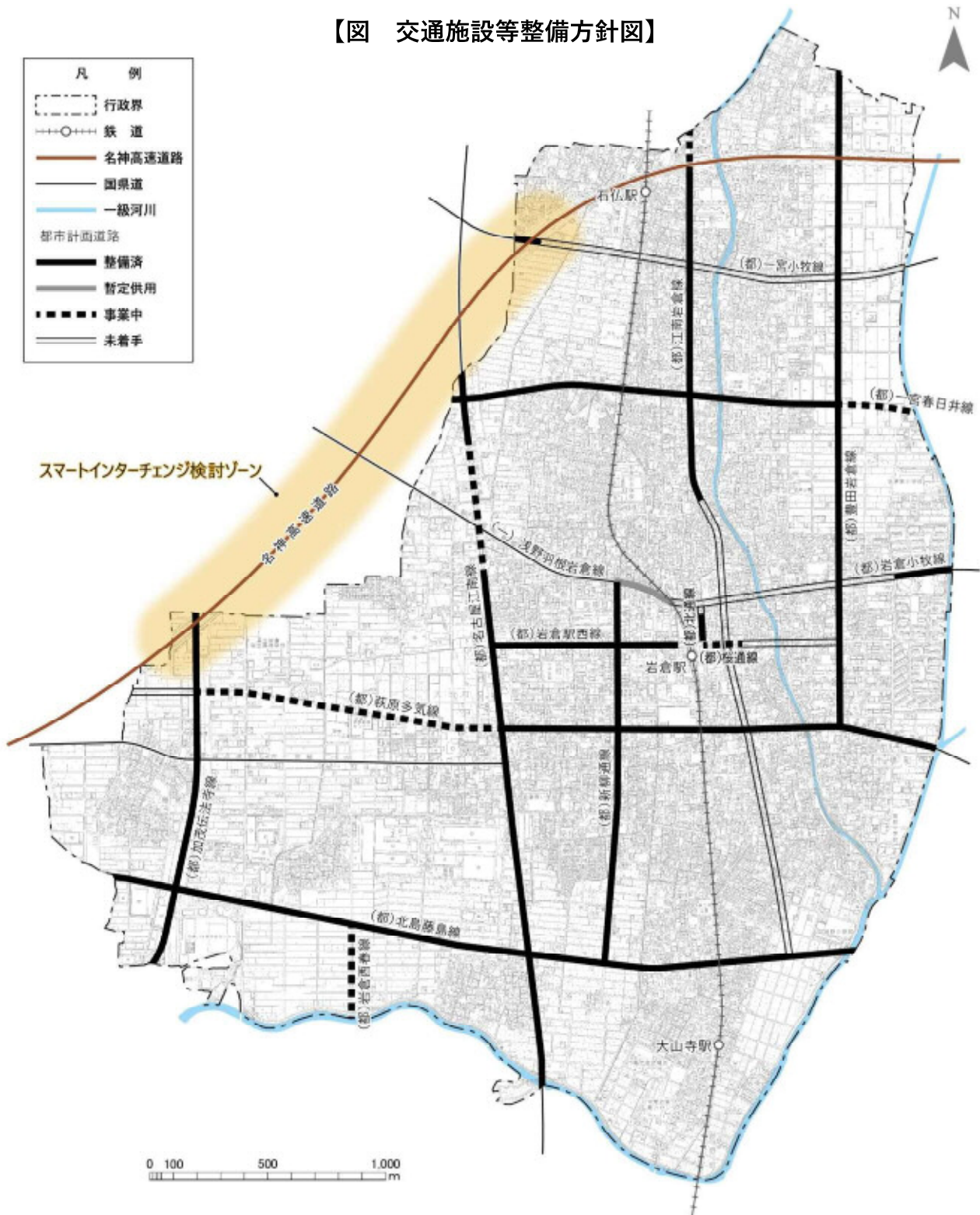
◇道路交通ネットワークの構築

- (都)名古屋江南線、(都)萩原多気線については、早期供用を目指し、(都)一宮春日井線、(都)桜通線については、着実な整備を推進します。
- 都市計画道路の未整備区間は、引き続き整備を推進します。また、社会情勢の変化等により、必要に応じて見直しを検討します。
- (都)江南岩倉線については、道路事業だけでなく、沿道における都市機能の立地誘導とあわせた面的な整備を検討します。
- 生活道路は、安全・安心な日常生活を送れるように通過交通（抜け道交通）の抑制や危険箇所等の解消などを図ります。
- 整備された道路、橋梁については、的確な状況把握に努め、効果、効率を重視した計画的な維持管理を推進します。
- 名神高速道路一宮インターチェンジ～小牧インターチェンジ間に、スマートインターチェンジの設置を検討します。これにより、高速道路へのアクセス利便性の向上を図るとともに、産業振興による活力ある都市づくりに努めます。

◇誰もが利用しやすい移動環境の構築

- 駅施設及び周辺の道路等においては、高齢者や障がい者などに配慮し、安全かつ円滑な移動利便性の向上に向け、バリアフリー化を推進します。
- 公共交通の利用者のニーズを把握し、公共交通サービスの充実を図り、高齢者をはじめ、障がい者や子育て世代の移動を支援します。

【図 交通施設等整備方針図】

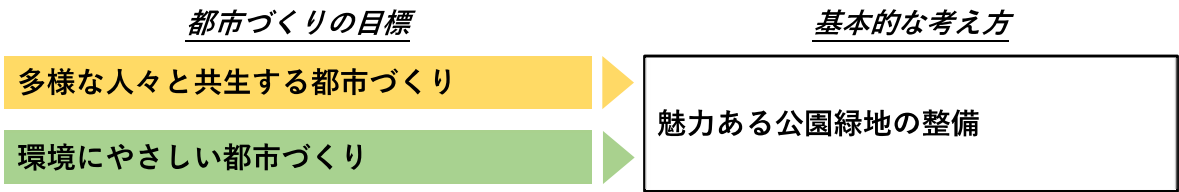


(路線番号) 路線名	(路線番号) 路線名	(路線番号) 路線名
□ 3・3・12 一宮春日井線	□ 3・4・61 岩倉小牧線	■ 3・4・501 北島藤島線
□ 3・3・43 名古屋江南線	□ 3・4・30 江南岩倉線	□ 3・5・502 桜通線
□ 3・4・46 萩原多気線	■ 3・4・24 加茂伝法寺線	■ 3・5・503 豊田岩倉線
■ 3・4・62 岩倉駅西線	□ 3・4・504 岩倉西春線	□ 7・5・1 北通線
□ 3・4・14 一宮小牧線	■ 3・4・505 新柳通線	

■整備済路線

□整備中（一部区間整備済み）／未着手路線

3－4 公園緑地の整備の方針

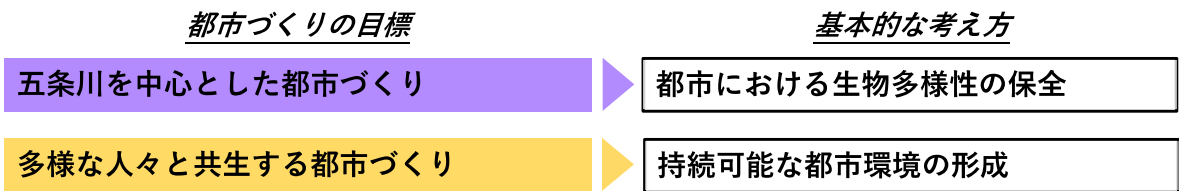


【基本的な考え方】

◇魅力ある公園緑地の整備

- 石仏スポーツ広場については、公園整備を推進し、石仏公園として機能の充実を図ります。
- お祭り広場を拡張し、（仮称）にぎわい広場の整備を進めるとともに、公園誘致圏に配慮した新規の公園設置を検討します。
- 新たな市街地整備を行う場所では、魅力ある市街地を形成するため、新規の公園緑地や生態系に配慮した多自然調整池の整備を推進します。
- 既存の公園については、市民にとっての憩いの場として、今後も活用していくため、多様な主体による公園管理を検討するとともに、機能の維持、強化を図ります。

3－5 自然環境の保全及び都市環境形成の方針



【基本的な考え方】

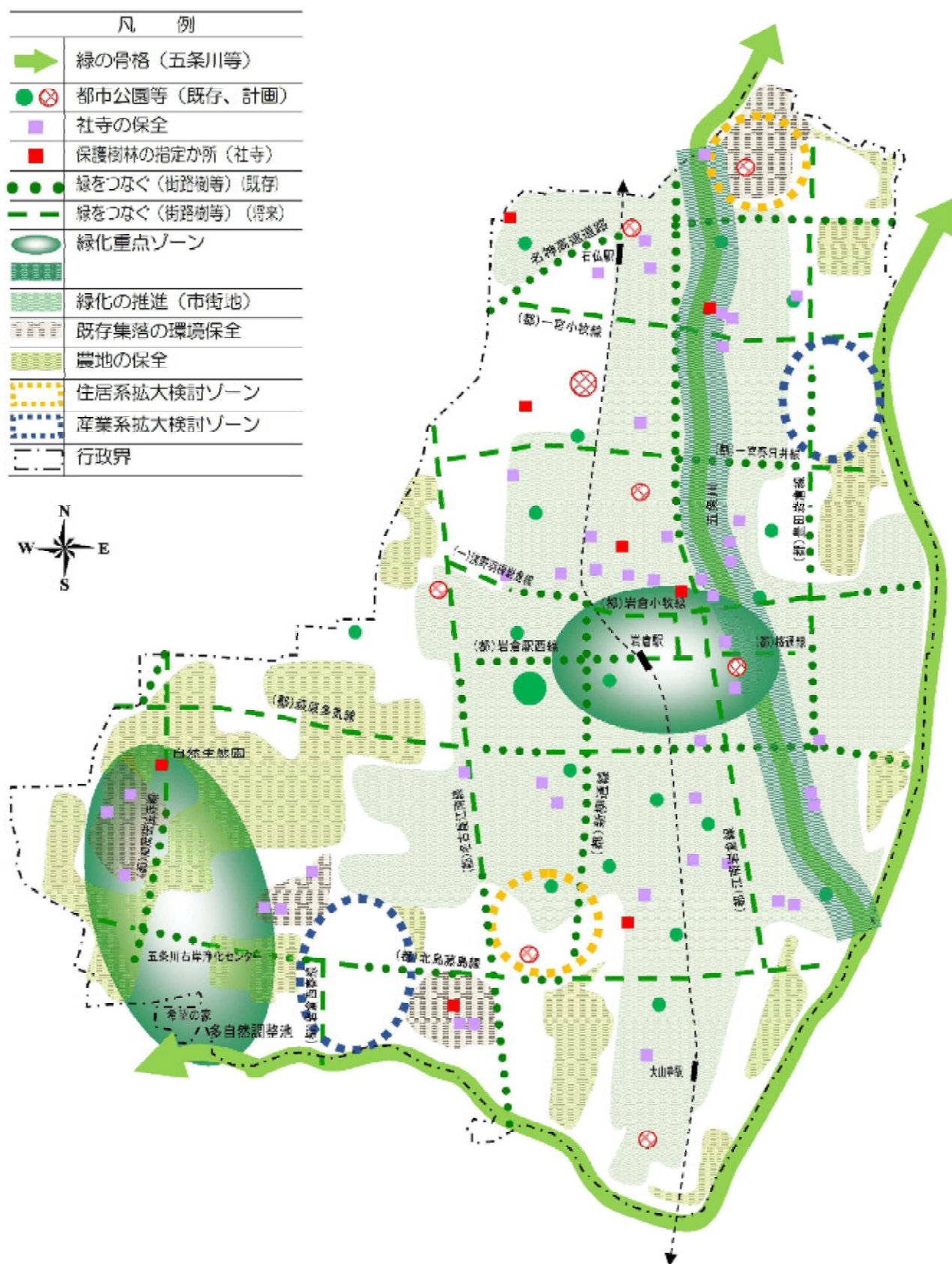
◇都市における生物多様性の保全

- 本市のシンボルである五条川では、沿川の桜並木や固有の生態系などを後世に引き継ぐため、今後も自然環境を保全します。
- 五条川や公園、農地等との緑の連続性を高め、生態系ネットワークの形成に努めます。また、岩倉駅周辺や自然生態園周辺では、重点的に緑化を推進します。

◇持続可能な都市環境の形成

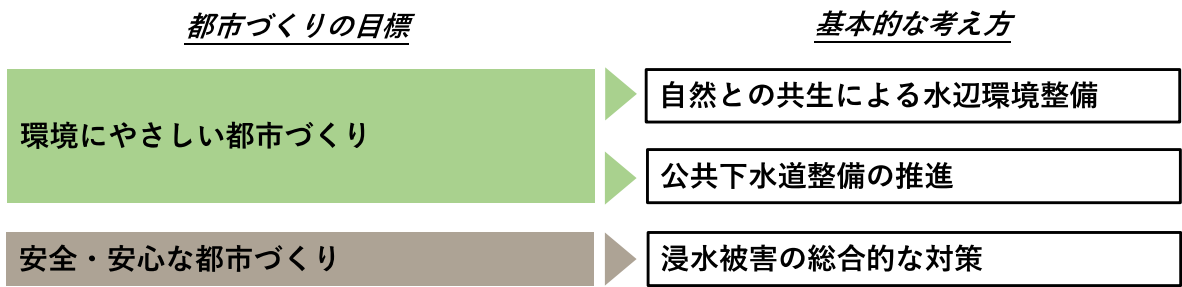
- 環境に関するイベントなどの開催を通じて、緑の普及・啓発を進め、都市及び自然環境に関する市民意識の向上に努めます。
- 市民や民間事業者などが取り組む緑化活動を支援することで、民有地や公共施設の緑化を進め、緑豊かでうるおいのある都市環境の形成に努めます。

【図 公園緑地の整備の方針図】



資料：「岩倉市緑の基本計画」

3－6 河川、下水道の整備の方針



【基本的な考え方】

◇自然との共生による水辺環境整備

- 五条川では沿川の桜並木や生態系を踏まえ、市民とともにうるおい健幸軸にふさわしい環境整備を推進します。

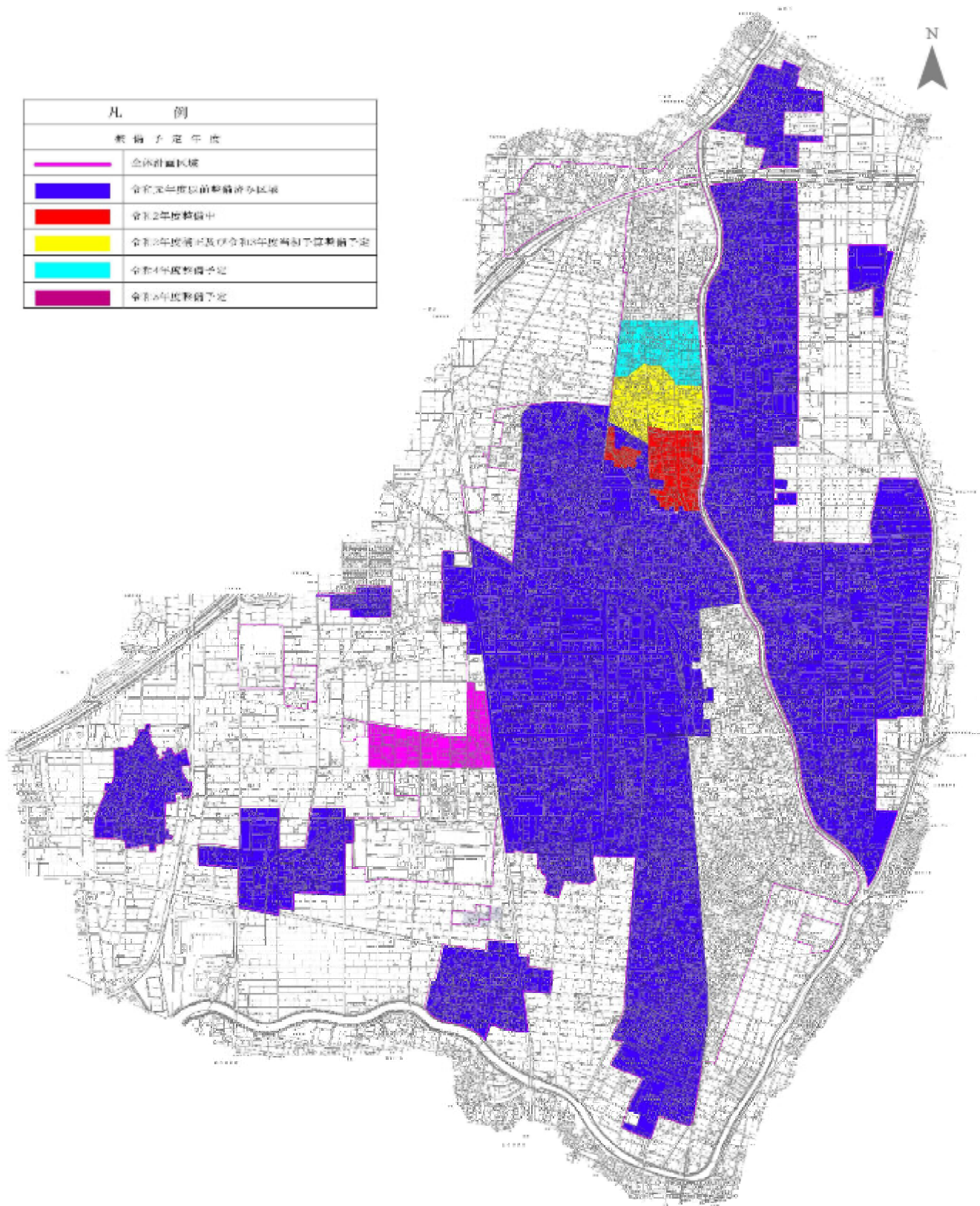
◇公共下水道整備の推進

- 五条川右岸処理区では、流域関連公共下水道事業の推進に努めます。
※市内における下水の排除方式は分流式となっています。
- 既存の公共下水道については、下水道管の点検や清掃、補修整備などの計画的な維持管理を行い、施設の機能維持に努めます。

◇浸水被害の総合的な対策

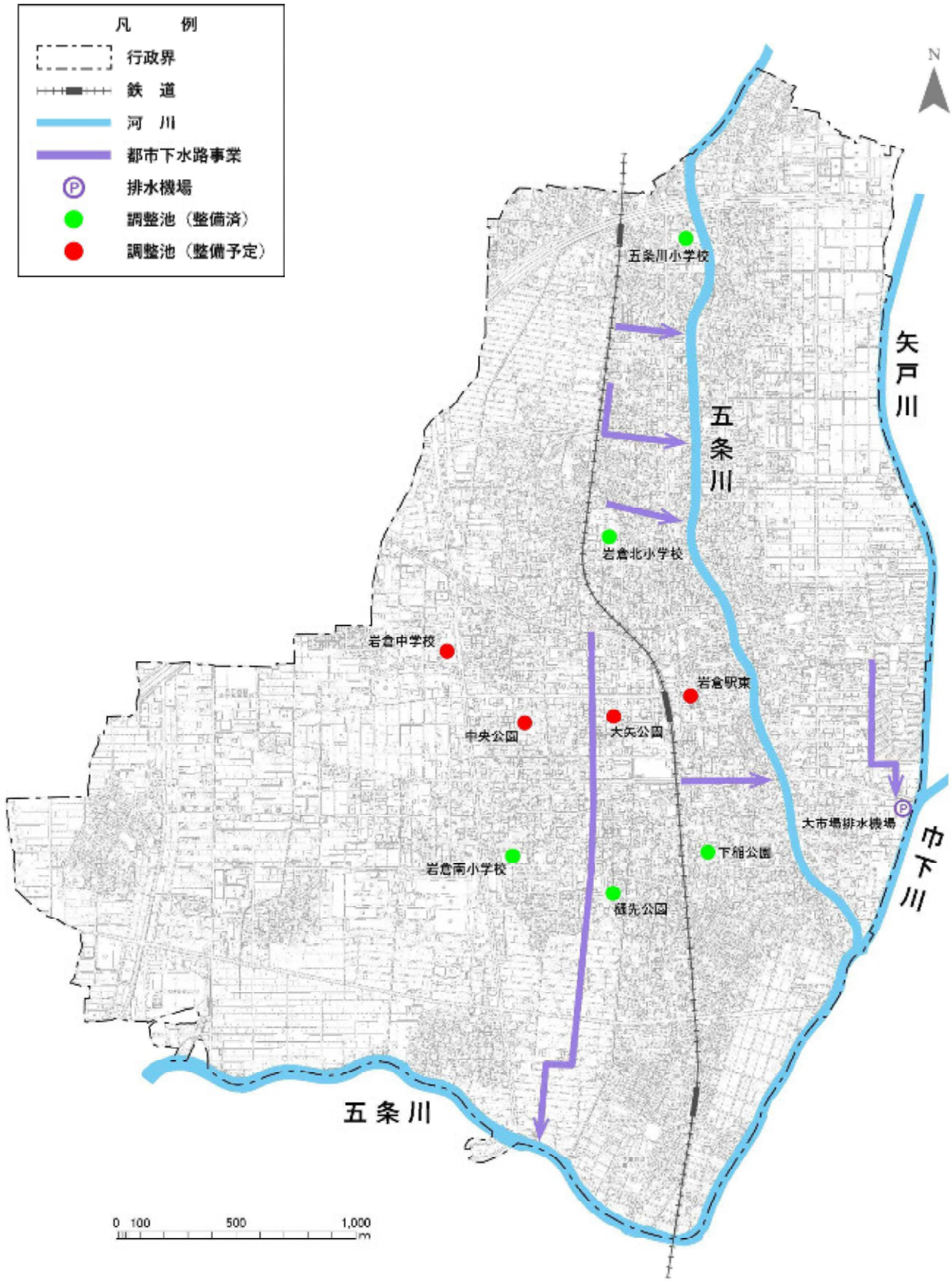
- 五条川、矢戸川、巾下川については、新川流域水害対策計画に基づき、愛知県等の関係機関と連携して気候変動にあわせた治水機能の強化に努めます。
- 農地の有する雨水調整機能の保全、雨水流出量の増加に対応した調整池の確保、宅地内貯留の推進等により、河川への負担軽減を図ります。
- 下水道（雨水）整備計画に基づき、都市公園や学校グラウンド等の地下に調整池を整備し、浸水被害の軽減に努めます。

【図 下水道計画図】



資料：「公共下水道の整備計画」岩倉市 HP

【図 浸水対策方針図】



3-7 都市景観形成の方針

都市づくりの目標

基本的な考え方

歩いて（自転車で）生活できる都市づくり

歩行者視点の街並み景観づくり

五条川を中心とした都市づくり

五条川をいかした景観づくり

【基本的な考え方】

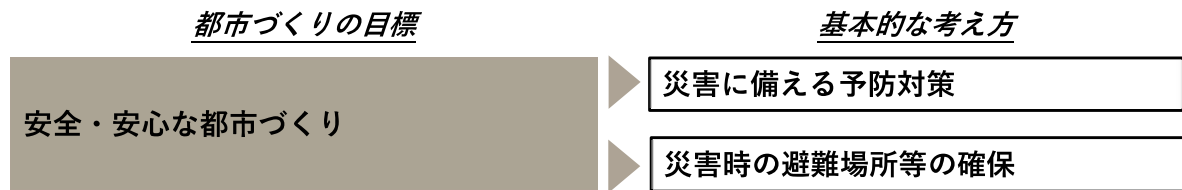
◇歩行者視点の街並み景観づくり

- 市の玄関口である岩倉駅の東西を結ぶ市街地再生軸については、駅にふさわしい都市景観の整備を図ります。
- 多くの人々が行きかう都市機能拠点では、シンプルかつユニバーサルデザインに配慮した案内表示に努め、居心地の良い空間創出を目指します。
- 市内の社寺等の地域景観資源を中心として、歴史・文化を身近に感じることのできる景観を維持するように努めます。
- 市街地内における都市計画道路の整備においては、無電柱化を推進し、良好な街並み景観の形成を図ります。

◇五条川をいかした景観づくり

- 五条川と桜並木がつくる水と緑に彩られた公共空間が、市民の誇りである河川景観を形成していることから、その保全に努めます。
- 五条川沿川は、うるおいのある市街地景観に重要な役割を果たしており、自然と調和した市街地景観の維持に努めます。

3－8 都市防災対策の方針



【基本的な考え方】

◇災害に備える予防対策

- 市街地における水害を防止するため、総合的な浸水対策により、浸水被害の軽減に努めます。
- 都市計画道路の整備にあわせた沿道における市街地整備について、周辺の耐震化、不燃化及び狭あい道路の解消に向けた検討を行います。
- 南海トラフ地震等の大規模な災害に備え、1981年（昭和56年）5月以前に建てられた旧耐震基準の建築物の耐震化及び空き家の除却を促進します。
- 公共施設については、建て替え等にあわせ、耐震・耐火建築物として耐震化及び不燃化を推進します。

◇災害時の避難場所等の確保

- 災害時における避難場所、防災機能拠点として利用可能な公共施設（公園や公共空間）の整備を推進します。
- 災害が発生した場合、都市農地を一時避難用地や復旧用資材置場に活用できるよう、あらかじめ農地所有者等の協力が得られる仕組みを検討します。
- (都)名古屋江南線と(都)一宮小牧線は、愛知県が指定する主要な防災拠点を連絡する第二次緊急輸送道路であり、沿道の建築物の耐震化を促進します。
※(都)名古屋江南線は国が指定する重要物流道路の脆弱区間の代替路や災害時拠点（備蓄基地・総合病院等）への補完路であり、災害時の道路啓開・災害復旧を国が代行することが可能となっています。

【図 都市防災対策方針図】

